

第四十三回国会
衆議院
内閣委員會議録
第十六号

昭和三十八年五月十四日(火曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 永山 忠則君

理事伊能繁次郎君 理事内藤 隆君

理事藤原 節夫君 理事宮澤 胤勇君

理事石橋 政嗣君 理事石山 權作君

内海 安吉君 小笠 公韶君

草野 一郎平君 笹本 一雄君

高橋 等君 船田 中君

保科善四郎君 前田 正男君

緒方 孝男君 田口 誠治君

中村 高一君 西村 関一君

受田 新吉君

出席政府委員

内閣法制次長 高辻 正巳君

総理府総務副長 古屋 亨君

総理府事務官 (内閣総理大臣 官房審議室長) 松永 勇君

宮内庁次長 瓜生 順良君

委員外の出席者

議員 川俣 清吾君

専門員 加藤 重喜君

五月十日

委員緒方孝男君辞任につき、その補

欠として緒方孝男君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員細迫兼光君辞任につき、その補

欠として緒方孝男君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員草野一郎平君辞任につき、その

補欠として早川崇君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員早川崇君辞任につき、その補欠

として草野一郎平君が議長の名で

委員に選任された。

五月九日

国家公務員法の一部を改正する法律

案(川俣清吾君外三名提出、衆法第

三六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国家公務員法の一部を改正する法律

案(川俣清吾君外三名提出、衆法第

三六号)

総理府設置法等の一部を改正する法

律案(内閣提出第九六号)

○永山委員長 これより会議を開きま

す。

国家公務員法の一部を改正する法律

案を議題として、提出者より提案理由

の説明を求めます。川俣清吾君。

国家公務員法の一部を改正する法

律案

法律

国家公務員法(昭和二十二年法律

第二百十号)の一部を次のように改

正する。

第十二条第六項第十七号中「決定

の下に」並びに同条の規定による国

会及び内閣に対する報告」を加え

る。

第三百三条に次の一項を加える。

人事院は、毎年、遅滞なく、国

会及び内閣に対し、前年において

人事院がした第三項の承認の申請

に係る処分(第一項の規定に係る

ものを除く。)に関し、各処分ごと

に、その処分に係る者が離職前

五年間に在職していた第二項の人

事院規則で定める国の機関におけ

る官職、当該承認の申請に係る営
利企業の地位及びその処分をした
理由を明らかにして、報告しなけ
ればならない。

附則
この法律は、昭和三十九年一月一
日から施行する。

理由
国家公務員の離職後の営利企業へ
の就職を制限している規定の運用の
適正化に資するため、所要の改正を
行なう必要がある。これが、この法
律案を提出する理由である。

○川俣議員 ただいま議題となりまし
た国家公務員法の一部を改正する法律
案の提案理由を提案者を代表して御説
明いたします。

申し上げるまでもなく、国の行政機
関に在職し、国の経費をもつて行政指
導に当たってきた高級公務員が、その在
職中に関係した民間事業に対し、その
地位を利用して特に行政上の認可、許

可とからめて天下り的に就職すること

は、まことに遺憾な次第でございますし

て、国家公務員法第百三条において、

特に「私企業からの隔離」の条項を設

けて、このことを規制いたしておるゆ

えんであります。

しかるに、近時国家公務員法第百三

条の根本精神を全く無視し、または軽

視する等の傾向があまりにも露骨に

なつて、国民のひんしゆくを買ひに

至つてゐる現状は看過し得べからざる

ものがあるのであります。

そこで、国家公務員の離職後の営利

企業への就職を制限している規定の運

用の適正化に資するため、所要の改正

を行なう必要があるものであります。

これが本法律案を提出する理由であ

ります。

次に、その内容の概要を御説明いた

します。

すなわち、第百三条の「私企業から

の隔離」の条項に次の一項を加えるも

のであります。その内容は、人事院

は、毎年、遅滞なく、国会及び内閣に

対し、前年において人事院がした第三

項にかかる承認の申請に対する処分

につき、各処分ごとに、その処分に

係る者が離職前五年間に在職していた第

二項の人事院規則で定める国の機関に

おける官職、当該承認の申請にかかる

営利企業の地位及びその処分をした理

由を明らかにして、報告しなければな

らないこととするものであります。

以上が本法律案の提案理由並びに内

容の概要であり、したがつて、本法の

趣旨は、高級公務員こそ公正なるべき

行政の紊乱を防止するため率先実行す

べきものであります。何とぞ御審議の

上、すみやかにご賛同あらんことを切

望いたします。

○永山委員長 これにて提案理由の説

明は終了いたしました。

本案に対する質疑は後日に譲りま

す。

○永山委員長 総理府設置法等の一部

を改正する法律案を議題として質疑に

入りますが、質疑の申し出がございま

すので、これを許します。田口誠治

君。

○田口誠治委員 総務長官がまだおい

でにありませんので、宮内庁に係るの

内容については質問いたしたいと思いま

す。それで、この法律案の内容自体そ

のものにつきましては、妥当な方法

で、臨時皇居造営部を設置するといふ

ことについては何ら反対はありません

が、ただ、幸い宮内庁からおいでに

なつておりますし、ここでお伺ひいた

したいと思ひますことは、人事の内容

でちよつとお聞きいたしたいと思ひま

す。

それは四月一日の官報に出ておつた

わけですが、このたび東宮侍従の四名

というのを五名にし、東宮女官の四名

を三名にされたわけなのですが、一方

ではふやし、一方では減らしというこ

とですが、何かこれには理由があつた

のですか。

○瓜生政府委員 それはさういふこと

でございます。浩宮さまのお世話をす

る人として侍従一、女官一というふうに一応考えられておりましたが、実際のやり方から見ますと、やはり浩宮さんは男の方でし、男の侍従がお世話した方がいいということで、従来女官と考えた分を侍従にかえたということでございます。

○田口(誠)委員 東宮侍従の場合、定員は四名でしたけれども、一人欠員がございましたね。それで、三名でやっておったのを、欠員を補充するということになしに、もう一名ふやしたということですが、これは何か仕事の量にだいぶん変わりが出てきたのかどうか。

○瓜生政府委員 東宮侍従の四名には欠員はございません。ちょうど四名おりました。そのほかに、浩宮さんもだんだん大きくなってこられますから、女官を考えた分を侍従にかえて、その今度振りかえした侍従一名の方は現在入選中でございまして、その分は補充いたしておりますが、四名の方はいっばいにおりました。

○田口(誠)委員 それは間違いないですね。ちょっと人名を確認しておいでください。

○瓜生政府委員 侍従の名前で言いますと、黒木、浜尾、伊集院、井ヶ田、その四名でございます。

○田口(誠)委員 それでは欠員はなかったということですね。それで、一名増員ということは、ただいまの御答弁の内容の程度なんですね。減員なしに、増員の方ですが……

○瓜生政府委員 その増員は、女官を考えた分を侍従にかえた。ですから、女官の方が一名減っておりますから、侍従とあわせれば数はふえます。

ん。女官の方の一名を侍従の方に振りかえたということでございます。

○田口(誠)委員 これは、女官の場合と侍従の場合と、給与その他の待遇には相当開きがございますか、同じですか。

○瓜生政府委員 その開きは別でございます。同じようでございます。

○田口(誠)委員 その点につきましてはこの程度にしておきたいと思っております。

そこで、五月十三日の週刊新潮に載っておりますことで、非常に不愉快なことがあり、また巷間いろいろと伝えられておる点がありますので、明確にしておきたいと思っておりますが、五月十三日号はお読みになりましたか。

○瓜生政府委員 読んでおります。

○田口(誠)委員 そうすると、明確に答えていただけたと思っておりますが、朝日新聞の村山社長の夫人が官内庁の役人に突き飛ばされて、肋骨を二本へし折られた。それで、これを問題にしていろいろやったわけなのですが、あとの謝罪その他に対して、私どもが考えまして、非常に非常識な高姿勢な謝罪がなされたようですが、特に私のお聞きしたいと思ふことは、天皇なりあるいは皇太子、すなわち、皇族が外部へ出られる場合には、やはり護衛をする人たちは必要であり、いままでも護衛をしていただいておりますわけなのですが、そういう場合に当たるとは、現在の憲法下においては私どもとしては納得できないようなことがあるというふうなことが巷間伝えられておるわけなんです。特に新聞社の記事の取り上げ等につきましても、やはり相

当に干渉をされるというふうなこともあるようでございますが、まず、この事件の内容について御説明を願ひ、そうしてなお、私があとから御質問を申し上げました、報道員等に対するところの自由を束縛する、記事の内容にまで干渉をするというふうなことは事実あるのかどうか、そしてもしあるとするならば、将来のお考え方を承りたいと思ひます。

○瓜生政府委員 その週刊新潮に載っておりますことは、三月二十二日に、国立博物館で朝日新聞社と博物館の両方で共同主催のエジプト五千年展という展覧会がございまして、そこへ両陛下がおいでになったわけでございますが、その際に、場内整理に当たってました宮内庁の総務課の職員に行き過ぎたことがあったことは事実でございます。まして、この主催者の朝日新聞社の社長が両陛下を御案内し、説明をしておられた。社長の御夫人もやはりお見えになった。このうしろのほうにおいでになったのですが、途中ずっと前へおいでになって、この社長と一緒に並んで、非常に非常識な高姿勢な謝罪がなされたようですが、係員がそうおいでにならないようにというので、手で制止をしましたが、ずっとおいでになった。そのために、制止をしようとしていたその手が御夫人の胸に触れまして、そのために御夫人の胸が痛まれたというふうなことが起きたわけでありまして、それで、東京においでの際に、その係員と直接の上司が陳謝に参ったのでありますが、東京においでの際には痛みはそれほどでもなかったように聞いておりますが、大阪のほうへ帰られてからさらに

痛みが強いということで、病院でも見てもらわれたのであります。肋骨が折れているというところではございませんけれども、肋骨にひびが見える、そのための痛みである、まあしばらく大事にされた方がいいというふうなことがありました。そのことを聞きまして、宮内庁としては、実は長官からとりあえずお見舞いとおわびの手紙を出されて、東京へおいでの際にまたお会いいたすということであります。その後、容態もよくなられて、東京へおいでになった。その際に、宮内庁の長官が村山夫人のところ、東京のお宅の方に伺って、そして事情も釈明もし、その職員のやり方について、懲当を欠いて行き過ぎた点があったというふうなこともおわびをいたしたというふうなこともございます。それで、一応この問題としては解決をいたしたわけでありまして、週刊新潮には、外人記者だけのニュースであつて、日本の記事にはないということが書いてありますが、そのことについてUPIの記者の方が、実際幾らか大きく書かれておりますが、そういう記事を書かれたわけでありまして、そういう点についてはいろいろ話もしておるし、その誇張のこともどうかという点があつて、新聞社の立場としては書かれなかったということ週刊新潮で取り上げておるわけでありまして、この点につきましては、宮内庁といたしましても、そういうふうな場内の整理の際のやり方について懲当を欠くようなことのあつた点は、これはまことに申しわけなく思つておるわけでありまして、部内を戒め、今後そういうことのないように一そう留意していきたく思つております。

それから護衛なんかの関係で、新聞報道関係の取材について格別の制限、干渉をしておるのではないかと、この点でございますが、行幸啓があります際に、これは主としてカメラマンの関係であります。カメラマンの方が熱心にいい写真をとろうとしてやられますが、それがその場を混乱させるようなことがあつてもいいから、それに對しましては、あらかじめ、こういうところとこういふところで写真をとつていただくようにしたいというふうな、これは両者で話し合つてその場所を指定し、その場所以外の場合においては、係員がそこは違うからという制止をするというふうなことはあります。なお、この記事の内容についていろいろに書いてくださいというふうな、特別記事の内容について干渉するということはないと思ひます。その点はその新聞社の方の考え方を書いておるわけでありまして、以上でございます。

○田口(誠)委員 事件の概要をお伺いいたしたのですが、やはり村山朝日新聞社長の夫人は、週刊誌に載つておりますように、肋骨が二本折れておるのですか。

○瓜生政府委員 先ほども申し上げましたが、指でここを押えた際に痛む。あとから見られると、肋骨二本にひびのようなのが入つておる。折れたというところではございません。ひびがあるということとは診断書に載つておるようには私も承知しております。

○田口(誠)委員 護衛をする場合にいろいろと制止をする場合がありますが、制止をいたしましても、肋骨にひびが入つたり肋骨が折れるというふう

な、そういう制止の仕方というものは、だいぶ度が過ぎておると思うのです。聞くところによりますと、大体天皇、皇太子を護衛していく人の中には、とにかく陛下や皇太子のおそばつきであるという一つの優越感がありまして、一般の国民に対しては非常に非常識な態度をとっておるというところを聞いておるわけです。私は、そういうことから今度の事件も——混雑を制止するの、肋骨にひびが入るとか肋骨が折れるというような行動に出るといふことはあつてはならないし、これは考えられないことなんです。いままではそういうことは全然なかったのですか。どうなんですか。そういう指導方針というものは、どういうふうに指導されておりましたか。

○瓜生政府委員 いままで制止をして、その結果そういう肋骨にひびが入ったというようなことは、こちらとしては聞いたことがありません。今度のそういうことが初めてであつたと思ひますが、今度のことにについては、まことに行き過ぎであり、そういうことをなしてはいけないので、よく注意して、からだに触れないようにすることがほんとうだつたと思うのであります。そういう点でこれはまことに相済まなかつたということで、将来こういうことのないように一そう職員を戒めておる次第であります。従来とても、行幸啓の際には、いろいろの場所を御視察になり、またつとめていろいろの方にお会いになつて親しさを増されるというやうなことも、やはりその中の大事な事柄でございまして、親切にお扱いするやうに、整理をしなければいけません。整理をしないと混乱

考へますと、この問題は、一婦人に暴力を以て肋骨にひびを入れたというところだけで相済まぬと思ひます。それで、あとの処置をどういうようにされたかというのを伺いたいと思ひます。

○瓜生政府委員 そのことのある機会に、関係者には、一そう注意をするやうに注意を喚起するとともに、本人につきましては、いろいろ始末書、てんまつ書も出してまいりました。それに対して処分をいたしました。それは総務課員でございしますが、総務課から他の課に配置がえして、これを戒めるといふやうな処置をとつたわけでありまして。

○田口(誠)委員 どこへ配置がえをされたのですか。

○瓜生政府委員 書院部の陵を扱う陵墓課のほうにかえております。

○田口(誠)委員 それだけではわからぬのですが、どういふ仕事をなさるところですか。

○瓜生政府委員 陵墓課というのは、陵のほうにそれぞれ陵墓監というのがございまして、陵墓のほうの管理をし、いろいろ用事もいたしておるわけでありまして。そして報告書なんか参ります。そういうものを整理し、調査をするといふのが陵墓課であります。その陵墓課の中の係員としてかわつたわけでありまして。

○田口(誠)委員 こういうやうな事件がございしました場合には、民間の事業所においても、官庁の国家公務員の場合でも、地方公務員の場合でも、一つの罰則規定というやうなものを適用して謹慎をさせるといふやうなことが、

特に民間の企業の場合はあり得るわけなんです。そういう点については詳細には——ただ単なる注意をされて配置がえをされたのか、それとも何か謹慎の方法をもつて処せられたのか、この点を伺いたいと思ひます。

○瓜生政府委員 その事件がありまして、その後当分の間謹慎をさせてあります。総務課ですと、いろいろ一般の皇居においでになる方のお世話をするというのがありますけれども、そういう場所にも出ないで、書類の整理はいたしますけれども、人前には出ないで、その間謹慎をさせまして、その上で処分いたしましたわけでありまして。

○田口(誠)委員 宮内庁の場合には、そういうやうな事件の起こつたやうな場合、またその他の場合に、宮内庁におつとめになつておられる方に対しての罰則的な規定というやうなものは別にありませんか。

○瓜生政府委員 これは一般公務員でございまして、一般公務員の一般原則によるわけでありまして。

○田口(誠)委員 一般公務員でございしますれば、そういう問題が出ましたときには、委員会なり、あるいは宮内庁には労働組合はございしませんけれども、そういう組合なんかの意見を聴取して、将来かかることのなきやうに、一つの罰則的な処置を行なうのが通例でございしますが、私はただ罰則を主張するものではないと思ひます。三たびと言わず、再びあつてはならないから、初めには十分な処置をやはり行なわなければならぬと思ひます。十分な処置とは、罰則を重くするということでは

に、こういう問題の起きたときの処理の方法、経緯というものをどういふ経緯をたどつてやるかということでありまして。すなわち、委員会をつくつて検討してみたとか、あるいは単なる長官の考え方でやられたのか、いろいろやり方はありますが、このたびの事件の場合には、どういふ経緯をたどつて謹慎という形をとられておるか、この点をまず伺いたいと思ひます。

それから、謹慎ということとは、結局配置がえをしたのだから、配置がえをされたところでまじめに勤めておる、こういう勤慎であつたのかどうか、それ以外のことも含まれておるか、どうか、これもあわせて御回答を願いたいと思ひます。

○瓜生政府委員 この謹慎は、処分までの間、総務課員であつた間でありまして。これはやはり事件について相手の方のいろいろなお話がされておりました。その意向もございしたので、それまでいわれる処分などをとることを待つていた。その間は総務課員でありましたが、その間、今申したやうに謹慎しておりました。それから長官がおわびをされました。この問題の一段落したところで、処分をして配置がえしたというふうになりました。これは、その事に当たつた本人を知つている方は、どうしてあの男がそんなことをやつたんだらうというやうなことをいわれるやうな人で、本人は、あの男ならやりやうだという人ではないのであります。これはやはりやり方はまちがひかつた。そのときに行き違ひでそういうことになつたが、もちろんこれは悪いことではございまして。その点は本人と

しては、人柄が人柄だけに非常に本人も恐縮しております、その点は十分反省もいたしておるし、なお、他の方も、そういうような人であつてもあつてふうにちよつとしたことが間違ひを起すことと、お互い注意しなければいけないというように思ひます。自我をするようになっておるようには、ただいまの御回答でいきますと手で制止をした、こんなことでは肋骨にひびが入ったり折れたりするようになつたと思ふので、結局これはなぐつたと思ふので、なぐつなければ肋骨にひびが入るといふことはあり得ないと思ふ。それで、そういうような行為をやつた人が、ふだんは非常にまじめで、あの人がそんなことをやつたかといふようにうかがわれる人だといふことになれば、いま私の直感にたつたことは、その人は何か発作的にそういう精神的な異常が出てくる人でないかといふことをいま頭に浮かべたんですが、そういう点については事こまかく検討されたのかどうか、この点も伺つておきたいのです。

○田口(誠)委員 制止をする場合には、ただいまの御回答でいきますと手で制止をした、こんなことでは肋骨にひびが入ったり折れたりするようになつたと思ふので、結局これはなぐつたと思ふので、なぐつなければ肋骨にひびが入るといふことはあり得ないと思ふ。それで、そういうような行為をやつた人が、ふだんは非常にまじめで、あの人がそんなことをやつたかといふようにうかがわれる人だといふことになれば、いま私の直感にたつたことは、その人は何か発作的にそういう精神的な異常が出てくる人でないかといふことをいま頭に浮かべたんですが、そういう点については事こまかく検討されたのかどうか、この点も伺つておきたいのです。

○瓜生政府委員 その当時の事情は、いわゆるなぐつたといふようなことは全然ございません。これはちよつとカメマンの人がずつとおられるその前のことでございまして、各新聞社の方々もそのときの模様を見聞きしておられるわけで、だれも気がついてないくらいのことです。それくらいのことでありまして、こう制止をした際にこうさわられた。先方が強く出てこられたらしい。そこで、御婦人であり、御年配の方だつたものですから、

○瓜生政府委員 その当時の事情は、いわゆるなぐつたといふようなことは全然ございません。これはちよつとカメマンの人がずつとおられるその前のことでございまして、各新聞社の方々もそのときの模様を見聞きしておられるわけで、だれも気がついてないくらいのことです。それくらいのことでありまして、こう制止をした際にこうさわられた。先方が強く出てこられたらしい。そこで、御婦人であり、御年配の方だつたものですから、

○田口(誠)委員 ところで、回答を聞いておられますと、次から次とふしぎなことが出ておるのですが、制止をしますね、その程度で肋骨にひびが入る、肋骨が折れるといふことは考えられないのだが、ただ一つ考えられることは、制止をしておる、うしろから大衆がそこを押して、その中へはさまつたような場合には、これは肋骨が折れるとかいろいろなことがあり得るが、そのときには、人間の力で制止をしておるという程度では、押しておるその人が押されていくのだから、私はそういう事故は起らないと思ふ。それは片方が壁であつたり垣根であつたりして、自分がどちらへも行くことができないのだといふようなところへ大衆の力で押されたような場合には、これはやはり肋骨が折れたといふようなこともあり得ると思ふけれども、それでなかつたら、なぐるとかどうかしなければ、ただ手を当てる制止をしておるだけでは、肋骨が折れるのひびが入るのといふことは、私は考えられないのです。制止をするといふことは、おそらく一人の婦人に対して制止をしたのではなくして、その他大衆に対しての制止であつて、たまたま夫人がその前

○田口(誠)委員 ところで、回答を聞いておられますと、次から次とふしぎなことが出ておるのですが、制止をしますね、その程度で肋骨にひびが入る、肋骨が折れるといふことは考えられないのだが、ただ一つ考えられることは、制止をしておる、うしろから大衆がそこを押して、その中へはさまつたような場合には、これは肋骨が折れるとかいろいろなことがあり得るが、そのときには、人間の力で制止をしておるという程度では、押しておるその人が押されていくのだから、私はそういう事故は起らないと思ふ。それは片方が壁であつたり垣根であつたりして、自分がどちらへも行くことができないのだといふようなところへ大衆の力で押されたような場合には、これはやはり肋骨が折れたといふようなこともあり得ると思ふけれども、それでなかつたら、なぐるとかどうかしなければ、ただ手を当てる制止をしておるだけでは、肋骨が折れるのひびが入るのといふことは、私は考えられないのです。制止をするといふことは、おそらく一人の婦人に対して制止をしたのではなくして、その他大衆に対しての制止であつて、たまたま夫人がその前

○田口(誠)委員 ところで、回答を聞いておられますと、次から次とふしぎなことが出ておるのですが、制止をしますね、その程度で肋骨にひびが入る、肋骨が折れるといふことは考えられないのだが、ただ一つ考えられることは、制止をしておる、うしろから大衆がそこを押して、その中へはさまつたような場合には、これは肋骨が折れるとかいろいろなことがあり得るが、そのときには、人間の力で制止をしておるという程度では、押しておるその人が押されていくのだから、私はそういう事故は起らないと思ふ。それは片方が壁であつたり垣根であつたりして、自分がどちらへも行くことができないのだといふようなところへ大衆の力で押されたような場合には、これはやはり肋骨が折れたといふようなこともあり得ると思ふけれども、それでなかつたら、なぐるとかどうかしなければ、ただ手を当てる制止をしておるだけでは、肋骨が折れるのひびが入るのといふことは、私は考えられないのです。制止をするといふことは、おそらく一人の婦人に対して制止をしたのではなくして、その他大衆に対しての制止であつて、たまたま夫人がその前

におられたと思ふが、そういう場合には、ただ夫人に手を突くだけでなしに、制止するならば手を広げてやる、こういう制止のしかたが普通なんです。なぐりはしないが、とにかく手を当てる、こちらへ来てはいけませんぞと言つて制止をしておるうちに、肋骨にひびが入つた、肋骨が折れたといふことは、それだけの答弁ではどうも納得がいかないのですが、もう少し正直なところを話していただきたいと思います。

○瓜生政府委員 その当時の事情は、たくさんの方が来ておられるといふことで、やはり展覧会の中のことでありまして、その前を制止している場合とは違ふのですけれども、御主人が先の方に先導して御説明になつていて、そこへちよつとおいでになつておる、そこへそこをちよつと制止したのですが、それがさわつた。その点については、実は宮内庁病院の外科の医長がわかつておると思つて、そういうことがあるでしようかと聞きました。六十歳も過ぎたおられる方ですと、ちよつとしたことでひびが入るようなことも起こることはある、それほど強くなくても、やはりそういうことが起こることはあることと、そういうふうに医者は言つております。まあ、手の触れたことはもちろん重々悪いのですけれども、ちよつとしたことでもそういうことが起こる可能性はあるのです。

○田口(誠)委員 医者の診断が、六十歳ぐらいになつた場合には、制止をしてちよつと押したような場合でも、やはり肋骨にひびが入るようなことはあり得るものだ、人体というものはそういう構造だといふように言つておられますか。

○瓜生政府委員 人によりまして、けれども、まあ、六十歳を過ぎたお年寄りの方、特に御婦人でもございまして、そういうような場合には、そういうことがあり得る、これは人によつて違ふと思ひますが、そういうことも、がんじょうな方は別ですけれども、それほどこでない方についてはあり得るということでありまして。

○田口(誠)委員 特に六十歳にもなつて見えた方は、制止をするところを無理されるようなことは、常識的に考えられないわけですが、ところが、六十歳になつた御婦人が、そういう遭難されたといふことは、これはやはりあつたとして弱い者いじめ式に、制止される衝に当たつた人が、そういう行動をされたのではないかとどうしても考えられるわけなんです。まあ、何回聞いても同じことならやむを得ません。それはやはりいま御答弁のありましたように、単に手で制止をした、ところが、たまたま相手は六十歳以上の婦人であつたために、肋骨にひびが入つたのだ、こういうふうにはなかなか私どもは解釈できませんけれども、あなたのほうではそれ以上のことはわからないし、それ以上は答弁はできないといふことなのか、質問を打ち切る都合もございまして、まあ正直なところを聞かしていただきたいと思います。

○瓜生政府委員 正直なところを申し上げておるわけでございまして、手が触れた、その際に、実際に本人の胸のところにこう触れたんですね。そうすると、先方が出てこようとするところを触れたものだから、そこにぐつと力

が入つたので、たまたまそういうような御不幸なことを惹起したといふことでありまして、それ以上に何か特別に乱暴しようといふような意識でやつたといふようなことはなかつたと思ひます。これはたくさんその付近に人もおられたわけですから、私もその付近におられた人に聞いたのですが、気がつかなくなつたと言つておられる程度で……。

○田口(誠)委員 まあ、それ以上の答弁はされませんので、突つ込んでみましたが、ただいまの答弁のよう内容が常識的には考えられません。今日まででも、巷間伝えられておりましたように、陛下なり皇太子を護衛する人たちは、何だかおそば付きといふ一つの優越感といふものです。一般国民を侮辱したような態度に出る、こういうことを聞いておるわけなんです。あつてはならないと思ふのです。その点については、再びこうした問題が起らないように十分に注意をしていただきたいと思います。

そこで、こういう大きな問題が起きたのにもかかわらず、どの新聞にも私どもは一行も記事を見たことがないわけなんです。外国の新聞には出たといふように聞いておりますが、なぜそのような大きな問題が日本の新聞には出なかつたのか。これは、やはり宮内庁に關係のあることは報道に対する一つの圧力がかつておるのではないかと、そういう疑問から伺ひをするわけなんです、その点について、わ

かつておる限りひとつこで御答弁を
いただきたい。

○瓜生政府委員 このことについて
は、これは朝日新聞社の社長の御夫人
でございませうし、朝日新聞社として
は最初から最もよく御存じでありまし
た。それに対して、別に宮内庁として
特別に圧力をかけたというようなことは
ございませうが、その当時のいろいろ
の点を朝日新聞社でも考えられて、
お書きにならなかつたと思います。他
の社においてもそうだろうと思うので
すが、その外国通信の記事というの
は、先ほど申しましたが、相当誇張
されておるわけでありまして、そん
なような点を御理解願いたいと思いま
す。新聞関係は新聞社のお考えでお出
しにならなかつたと思います。

○田口(誠)委員 それでは確認してお
きますが、事にもよりけりでしょう
けれども、天皇、皇后とか皇太子、皇
太子妃、宮様の場合は、事の内容によ
っては宮内庁から新聞社のほうへい
ろいろとお願いをされるようなことも
あるということは、世間にある得ること
となつたから、私は常識的に考えてお
りますけれども、今度のような問題が
起きたにもかかわらず、全然日本の新
聞には記事が出ておらなかつたとい
うことは、やはり宮内庁のほうから報
道陣に対する一つの圧力的なものがふ
だにあるのではないかと。したがって、
この記事を取り上げたということにな
れば、次から宮内庁関係の行事その他
の場合に、同じカメラマンにしてもい
なところへやつてもらえぬというよう
なことになる、そうすればトップ・
ニュースも他の社よりもおくれるとい
う心配も出てくると思うから、そん

う関係もあつて、これが記事とならな
かつたのではないかと考えておるの
ですが、従来報道陣に対しては、宮内
庁という一つの別格官制的存在か
ら、記事を規制させるというようなこ
とはあつたかなかつたかということ、
この点をまず伺いたいと思います。

〔委員長退席、内藤委員長代理着
席〕

○瓜生政府委員 別格官制的とか、
そういうふうなことはありません
が、どこかの関係でも要望をするとい
うことはございませう。その要望が新聞
社のほうでもつともだという場合に、新
聞社として協定もされてその要望に沿
つたということがあります。たとえ
ば、大きな例で言いますと、皇太子
殿下の御結婚の關係の際に、御婚約の
発表があるまでは、いろいろ書かれま
す、相手方のお立場もあり、スムー
ズにいかなくなる場合があるから、発
表までは書かないでもらえればいいの
だかというのを申し上げて、新聞社
の方でも、それはもつともだから発表
までは書かないでおこうというので、
お書きにならなかつたことがございま
す。なお、最近のことと言いますと、
東宮妃殿下がいま葉山で御静養にな
つておられますが、御静養の際に海岸
ななかを散歩される場合もあります。
そういう場合に、カメラマンに一つ追
かけられますとゆつくりして御静養に
なれないから、そういう場合には現地
ではひとつ取材を遠慮してもらいたい
というのを要望して、これは新聞協
会も雑誌協会ももつともだから御遠慮
しましょうというようにしていただい
たことはございませう。そういうよう
に御協力を願つておることはござい

ますが、いわゆる圧力といつても、
宮内庁としては特別に権力があるわけ
でもございませうし、特別な圧力をか
けるというようなことは考えていない
わけでありませう。考え得る圧力とい
うものはないわけでありませう。

○田口(誠)委員 この事件については
要望されたかどうか。

○瓜生政府委員 この事件について
は、朝日新聞社側と宮内庁のほうとで
いろいろ話し合ひをしておりませう。
その際に、話し合ひのことについては
朝日新聞のほうでもまあ書かないで
こうと先方でおつしやつております
ので、そうしてもらえればいいという
ことを言つたので、特別にどうとい
うことはありません。

○田口(誠)委員 その後、他の報道陣
の方からこの問題について質問され
たり、またこの内容を記事に書くため
にいろいろと調査されたりしたことは
なかつたのですか。

○瓜生政府委員 UPIの通信が流
れました際に、そのことについて他の
社からもお尋ねがあつたことはござ
います。その場合に、朝日新聞社に関
係することですから、朝日新聞社のほう
へ聞いていただくようにしたこともあ
ります。各社としては、ある程度内容
を御承知の上で、まあ記事として取
扱わなかつたのだと思います。

○田口(誠)委員 そういふ場合に、こ
の事件はまあまあひとつ新聞に書かぬ
ようにしてもらいたいというような、
いわゆる要望をされたのですか。

○瓜生政府委員 他の社に対して、い
わゆる書かないでくださいという特別
の要望事項というようないふことで出
したことはございませうけれども、朝日新
聞社との関係もあるから、その点はひ
とつ慎重に考えてもらいたいというこ
とで、たぶん他の新聞社でも朝日新聞
社の方へお尋ねになつたことであら
うと思ひます。

○田口(誠)委員 この問題について、
何か関連質問があるようですから……
○緒方委員 ちょうど宮内庁の方がお
見えになつておりますので、お伺いし
ておきたいが、昨年、東久邇家のほう
から国に対する土地の問題についての
裁判が行なわれているというのであり
ます。皇族関係の中から国に対する裁
判が行なわれているというところは、世
間一般のこととは多少違ふと思ひます。
面について、ひとつこの国会の中で、
経緯なり経過並びにその問題点を詳
細に報告していただきたいと思います。

○瓜生政府委員 東久邇家様は国を
相手として、いまおられる高輪南町の
あの土地は自分の所有に属すると思
はれるからという意味の訴訟を昨年出
された。このことについては、この委員
会にはまだ申さなかつたかどうか、御
質問に應じては度々かお答えをいたし
ておるわけでありませう。その後弁論
の機会がありまして、裁判はもう何回
かありまして、近々次の公判の開かれ
るが五月の二十九日ということにな
つておられますが、あそこ土地につ
きましては、東久邇家は、これは陛下
からいただいた、こういふふうにお
つしやつておられるのですけれども、
宮内庁のほうで――終戦後にいただ
いたと言つておられるのですけれど
も、いろいろ書面を調べますが、そん
な状況から見ますと、昭和二十年の

秋に、マッカーサー司令官から皇室財
産の凍結の指令が出ておるわけであ
る。皇室財産については、司令部の承認
を得ない限りは処分をしてはいけない
という、終戦の日にかのほつてそん
なふうな凍結をされておられます。そ
れから昭和二十一年のたしか二月だ
つたと思ひますが、さらに、この皇室
財産を皇族に渡したり、あるいは貸し
付けたりすることはしてはいけない、こ
れは承認を要するといふのではな
く、いけないといふこともござい
ます。そういう事情下にあるわけ
であります。書面もないというよう
なことから考え、そういう主張をされ
ることは、これは無理かと思ひます。

先方の御主張は、当時の宮内大臣、あ
るいはその後宮内府になりまして、宮
内府長官から正式に聞いたとおつし
やるのですが、聞いたとおつしやる二
人とも現在おいでにならない、死んで
いる方でありませう。しかしまあ、大臣
なり長官がそういうことを言われる場
合には、やはりそれそれ基礎になる相
談をして、書面があるべきであら
う。特に、以前でありますれば、皇室
のそういう財産の処分については、会
議の議を経てやることになつてお
ります。そういうような経緯が全然ない
から考えましても、御主張は無理であ
るというように思つておられるわけ
です。訴訟については、直接その衝に
当たるのは法務省の訴務局というの
が中心になりまして、国の財産に
対する争ひですから、それに対して
宮内庁の關係の者も一緒に参加して、
この訴訟が續いておるのであります。
元宮様が国を相手として訴訟され
ることはあまりどうかといふことを
おつしやつた点は

下けの収入もでございます。それにしても、まあ支出のほうが大きい。しかし、あそこは、普通の農家で牧場を経営されるような場合と違ひまして、あそこがまた一面皇室のほうで外交団の

接伴をされる場所にもなっており、す。ちようどきようから三日間、各国の大公使、おもな人があそこに招かれて、あそこで馬に乗る方は馬に乗る、馬に乗らない方は馬車に乗って場内を回るといふうちに、あそこで皇室の接伴を受けられておるわけでありす。そういうような用途にも充てております。それからまた、あの中には相当多数の方がいろいろ家畜類などを見学に来られるわけでありす。学校の修学旅行の方も相当見えております。その数は年によって違いますが、数万人はございます。そういうような意味のこともなされておる。なお、あの付近の農家に対する種つけとかそういうような関係で、いろいろそういう面の改良にも寄与しておる。これは農林省のほうの牧場で専門にやっておられるわけでありすが、専門ではありませんが、そういうような役目も果たしておるというように、農林省の牧場なんかについて聞きましたも、そういう牧場の性質上、経費の方がずっとかさばっておるのが普通のようにございまして、そういうような関係もございまして、経費の方が多くかかっておる点は、他の用途の関係もございすから、そういう用途の経費とも考えられると思ひます。

では、このまま皇室用財産としてあくまで持つていなければならぬかどうかという問題であります。まあ、伝統もあり、なお、いま申したように、そこが接伴の場所にも使われ、特に馬の関係の点では、馬の生産という点になります。いま馬の生産がだんだん減つてきておられます。これは従来馬を使つておるところをだんだん自動車を使う、トラクターを使うということになつておるためだと思ひますが、皇室のほうではある程度御料馬というものがございまして、特にいろいろ儀式の関係で馬車を使われまして、その馬車を引く馬が要るわけでありす。そういう馬車を引く馬として、こういうような馬が必要だということ、そこで必要な馬を生産するということ、そういう自家生産的に必要な目標に向かつてそれに合うものをつくるというように、なこともいたしておられます。そういうような点もございすし、やはり国有財産であつて皇室の用に供する財産というふうになつておることは意義がございすから、やはりそういうふうには保持していきたいと思ひます。

○緒方委員 私は、膨大な四万数千坪の土地をそういうところに使い、かつまた、それを維持するために六千数百万円のお金まで使つて、はたして今日の時代における価値があるかどうかという点については、非常に大きな疑問も持つておられますが、それは後日に一応譲るといたしまして、もう一つ疑問になりますのは、皇室経済の中で、内廷費と宮廷費との問題なんです。そのけじめが非常にあいまいで、實際運用の面になつてみると非常にあいまいだ、こゝにわかれておるが、あなたの御答弁では、別にあいまいじゃありませんという御答弁をなさつておる。この御説明を見まして、御料牧場のほうからあがつてくるところの鶏卵とか、あるいはバターとか、肉類とか、ハム類とか、かん詰めとか、そういうものを年間に御皇室に対して三百数十万円ばかりの物品を提供してお

ます。皇室経済の中における内廷費といふものは、ほとんどが天皇御一家のいわゆる私生活の面に使われるお金だといふふうになつておる。やはりここに二重な形が出てきます。六千数百万円の宮廷費予算をもつてこの御料牧場を経営し、そこからあがつた幾多のものを今度は内廷費で支払つてくれるならばいいが、支払わない。見積り金額としておられますから、これは納めましたもののだけ、こゝにいうふうに考えなければならぬ。これは、やはり内廷費と宮廷費のけじめはここにもつけないといふことははっきりしておらない、その点はどうなんですか。

○瓜生政府委員 その内廷費、宮廷費のけじめですが、内廷費は皇室の私的な御生活の経費、宮廷費は公的な面の経費という点で分かれておるわけでありすが、いまそれじゃ、三里塚の牧場の製品を平生の内廷の用に供して、いかにしていいのかわからない、それは支払いをしていないのかわからない、いかという点でございす。これは、その三里塚の牧場そのものが皇室の用に供する財産ということ、その直接皇室の用に供する分については、あらかじめそれを予定しているわけ、たとえば現在両陛下が吹上御所にお住まいになつておられますが、あそこ敷地、建物、これも国有財産でございす。皇室用財産である国有財産でございす。これは皇室の用に供する場合、は、そこから地代とか家賃というものは、いまだかない。それを予想しているというふうには思つておられます。そういう点では、特別に内廷費の計算をする際にも、そういうことがあるといふことを頭に入れて、その総額が計算されているという次第もありまして、その宮廷費と内廷費とを混合しているわけではないと思ひます。

○緒方委員 皇室予算も通過したことですから、予算案を一つ論議しようと思つておられますが、そういう品物も予算に入れて内廷費を六千万円にしたといふことであるならば、非常に算定の基礎もあやしくなつてくるわけ。そのほかに、われわれから考えますと、皇族の方々もそれぞれの地域に出られたときには、いろいろな謝礼金だとかいろいろな副収入があり、皇族の関係にはいろいろな献上物がなされておる。そういうものも含めて、なおかつ二百万円もこし引き上げなければならぬのか。算定の基礎は一体何に置いておるのか、さつぱりわれわれにはわからなくなつておる。だから、もし今後内廷費の増額をしよとすると、何に何は要るから何の分は何は上げなきゃならぬと、しつかりした根拠を示してもらわなければならぬ。こゝで考えなくてはならぬ。見当がつかなくなつてくるんじゃないか。こゝで考えるわけ。そういう副収入も全部そろえて、なおかつ六千万円の内廷費がなければ、やういかにいかにどうか。これが非常に私には疑問に思つておつたわけ。その点、私は通つた予算をいまして、さういふ言ひわけではないのですが、内廷費を二百万円増額した根拠をこの際もう少しわれわれに知らしておいていただきたい。

○瓜生政府委員 内廷費二百万円増額の根拠は、先日皇室経済法の改正の際に申し上げたと思つてございす。が、内廷の職員その他内廷でとつておられる人件費の関係があります。その人件費の関係に対して、この前、昭和三十六年に五千八百万円、その当時から二十九年の間の一般の公務員の給与の上がり率を見ますと一八%、その一八%を人件費に当たる部分に掛けますと二百万。人件費の部分だけはこの増加。他の物件費の関係は、いろいろ御節約方針でなされておられます。それから、これはこの際増額の点については見送るというふうなことで、二百万円の計算の基礎は、人件費の給与ベースに上がつたパーセンテージを掛けた金額であります。

○緒方委員 もう少しお伺ひしておきたいのは、さつきも田口さんからいろいろ言われておりますように、終戦直後、天皇は人間天皇になられたといわれておるの、また周囲の御事情から、たのの方に押し上げられつある傾向がありはしないかといふことをわれわれは心配するわけ。最近お話を聞けば、美智子妃殿下も非常にノイローゼな神経質にもなられて、周囲の環境と私生活とのギャップというもの、非常に御本人に対する精神的な打撃になつておるというふうなこともいろいろいわれておるわけ。そういう面からして、あなたの方の周囲が、こゝにいう皇室財産をいわゆる神秘性の中に置いたり、こゝにいうことの中から生じておる土台があるんじゃないかといふふうな考えられますが、宮内庁としては、そういうものについて今後どういふ方方を考えられておるか、その点、われわれ日常生活にあまり御接触しないからよくわかりませんが、天皇がおられるなら親しまれる天皇だといふような気持ちでも与えて

もらいたいと思うのですが、何かも確かな答弁の何はありますか。

○瓜生政府委員 的確に一言となるとむずかしいかもしれませんが、われわれお仕えしておる者としては、皇室のあり方というのに関しましては、まず憲法の第一条にございまして、すなわち、天皇は象徴であられるが、これは国民の総意に基づくもの、したがって、その国民の総意というものがどういふものであるかというのを常に考へながら、国民の総意に沿われるようにならうとおられ、また御活動をされるという線を常に考へておられるわけであり

「内藤委員長代理退席、委員長着席」

ます。天皇は神であるというふうな考へをいまでも持つておる人も、国民の中の一部にはあるようであります。われわれのところへは、われわれのやり方がどうもお粗末だという意味で、いろいろおしかりをされる方もあります。また一面、皇室のあり方について、もっと砕けていかれる必要があるという意味のおしかりをされる方もあるし、両方面からのいろいろの御意見をわれわれは聞いております。しかし、総意というものは、その全体を見て、どこらあたりというところになる

○瓜生政府委員 それは内廷会計主管という者の名前です。

○緒方委員 貯金をしておられるというところ、貯金は天皇の私有財産でしようが、その辺の解釈をひとつ承りたい。

○瓜生政府委員 私有財産であります。

○緒方委員 天皇は私有財産を持つことが出来るようになってくるのです。か。私有財産ということになると、貯金だけですか。その他のものは、どういふ種類のものが天皇の私有財産か、これをひとつ明確に説明してください。

○瓜生政府委員 これは先生が御疑問に思われるのは、憲法にすべての皇室

お互いわれわれ個人のことにしてもそういうことはあります。そういうふうなことはありますが、差しつかえない範囲のことについては、ここでいろいろと御説明もし、また、材料をい

お互いわれわれ個人のことにしてもそういうことはあります。そういうふうなことはありますが、差しつかえない範囲のことについては、ここでいろいろと御説明もし、また、材料をい

お互いわれわれ個人のことにしてもそういうことはあります。そういうふうなことはありますが、差しつかえない範囲のことについては、ここでいろいろと御説明もし、また、材料をい

財産は国有とすという条文がございすから、その国有以外の私有財産はないのじゃないかというふうにお考えになるのだと思いますが、あの憲法の制定の精神は、その当時のいろいろな皇室の収益財産ですとかいろいろな財産について、主として不動産類が多かつたと思ひますが、そういうもの、そのほか貯金についても、相当の額の部分については国有にするというようにして、その部分でも国有になつてゐるものもございす。ただ、やはり私有の部分はある。その部分といふと、身の回りのいろいろのものを持つてお

憲法に移る際に、いろいろの株券とか貯金とかは国へ一応かき回りましたけれども、その際に総司令部の意見もあつて、平素の何か不時の場合に備へるためのある程度の貯金というものは必要だろうということ、その当時の記録によりますと、千五百万円程度は残されてゐるのです。不時の用に供する、それは貯金の基礎であります。

○緒方委員 これは広義の解釈と狭義の解釈とを混同すればどうかと私は思ひますが、天皇は私有財産を持たないという原則があるのじゃないですか。私は、何も天皇がお使いになつてゐる日常生活用品までこれを国有だろ

○緒方委員 もう一つ、これははじめの問題ですが、この前のお話を聞けば、天皇も内廷費の余剰金の中から貯金をなさつてゐるやうであります。が、だれの名前で貯金をなさつてゐるのか、これをひとつ聞かしていただきたい。

○瓜生政府委員 それは内廷会計主管という者の名前です。

○緒方委員 貯金をしておられるというところ、貯金は天皇の私有財産でしようが、その辺の解釈をひとつ承りたい。

○瓜生政府委員 私有財産であります。

○緒方委員 天皇は私有財産を持つことが出来るようになってくるのです。か。私有財産ということになると、貯金だけですか。その他のものは、どういふ種類のものが天皇の私有財産か、これをひとつ明確に説明してください。

○瓜生政府委員 これは先生が御疑問に思われるのは、憲法にすべての皇室

お互いわれわれ個人のことにしてもそういうことはあります。そういうふうなことはありますが、差しつかえない範囲のことについては、ここでいろいろと御説明もし、また、材料をい

お互いわれわれ個人のことにしてもそういうことはあります。そういうふうなことはありますが、差しつかえない範囲のことについては、ここでいろいろと御説明もし、また、材料をい

お互いわれわれ個人のことにしてもそういうことはあります。そういうふうなことはありますが、差しつかえない範囲のことについては、ここでいろいろと御説明もし、また、材料をい

お互いわれわれ個人のことにしてもそういうことはあります。そういうふうなことはありますが、差しつかえない範囲のことについては、ここでいろいろと御説明もし、また、材料をい

○瓜生政府委員 この皇居造営につき

ましては、何度も申し上げておる次第でございますが、昭和三十四年に、皇居造営審議会というものが法律に基づいて設けられまして、その審議会の委員は、国会の方が十名、その他の有識者が十五名であります。国会は各党の推薦の方が委員になられて、一般の方では、言論、報道の関係の人、あるいは建築の専門の人ですとか、都市計画の専門の人とか、そういう方が二十五名で編成されて、三十四年の春から秋にかけて何度か集まられて、いろいろ審議をされ、その答申が三十四年十月八日に内閣総理大臣に出されて、その答申に基づきまして、翌年の三十五年の一月の終わりに閣議の決定をされ、その線によつてこの計画が進んでおるわけでありまして。基本は、この皇居造営審議会の答申の線を尊重して、それを基礎にして進んでおるわけでありまして。

○緒方委員 その予算案は年次工事費目に就いて提出されるのか、それとも皇居造営費として一括して要求されるのか、その点をひとつ伺ひたい。

○瓜生政府委員 皇居造営費の關係はすでに始まつておるわけで、そのうちで、お住まいの部分の吹上御所はすでに一昨年の秋に完成しておるわけでありまして。その他一環として、東側地区を皇居付属の庭園にする、その部分も含んでおります。なお、本年度は正門鉄橋をかけるとか、そのあたりの整備をするというようないことも進んでおります。ですから、予算としてはその年々に要求してもらうということになります。お尋ねは、一番大きな宮廷の

部分のことであらうと思ひます。これについては、来年度から実際の工事にかかりますから、宮殿の経費の予算は来年度の予算になると思ひます。その予算は、やはり来年度の予算として一年度分を予算書としては要求すると思ひますけれども、しかし、全体としてはこうなるといふ基礎を置いて、第一年度これこれといふふうにお願ひするといふことになつておると思ひます。三年計画で宮殿は完成しようといふ一応のめどでございますから、全体の金額の三分の一程度になるか、あるいは多少多くなる年もありましようし、減る年もありましようが、それを年々要求いたしますが、その際、やはり全体計画もお示しした上で要求するということになると思ひます。

○緒方委員 そうすると、いまやつておるところの造営施設の整備費もやはりこの皇居造営の一環である、同時にまた、東側施設の整備費もやはりその一環である、こう思はれますが、そういったしますと、あなたが答へておるように、皇居の造営に要する諸経費は、最終的な案が出ておるわけでもありませんが、大体八十億から九十億くらいはかかるというあなたの御説明でありまして、これらの諸経費は昨年度も出ておりましたか、やはりその八十億の中に入るのか、これらのものを抜きにしてまだ八十億も九十億もかかるというのか、その点をひとつ御説明していただきたい。

○瓜生政府委員 その八十億ないし九十億というのは、宮殿の造営並びにその付帯工事ということでございますから、いままでに済んでいることからは

かにその部分が考えられるわけであり

○緒方委員 これは後刻また案が具体的に示されたときにわれわれも検討していきたいと思ひますが、もう一つは、皇居造営の審議会が八十億も九十億もかかる宮殿を建てようとするのは、外国からいろいろな方が来られたときのなにも含めてじゃなからうかと思ひます。ところがあなたは、別に赤坂のほうにだいたい土地があつていますが、そこに迎賓館をまた建てようといふわけでおる。宮殿は宮殿で八十億も九十億もかけてりつぱなものをつくらうとする。これは天皇のお住まいじゃない。お住まいはすでにでき上がつておるのですから、二重のお住まいをつくる必要はない。二重のお住まいをつくる必要はないならば、宮殿といふものは、いわゆる外交、社交場であればならいはずだと思ひます。また、何はかかるのか知りませんが、あなたは迎賓館を建てようといふわけ。そういうものはたくさん必要なんですか。

○瓜生政府委員 この宮殿の用途といふのは、皇室で公の行事をされる場所、公の行事の中には、国内のいろいろの儀式をやるとか、あるいは儀式に關連した宴会などが行なわれることも含みます。それから対外的には國賓が見えたときに謁見をされる、また、そこでもてなしの午さん会とか晩さん会とか、そういうものもされるというやうな公の儀典をせられる場所でありまして。迎賓館といふ觀念は、現在白金の迎賓館といふのを外国から来られる國賓には提供しております。これはおいでになつた方に提供するお宿でありまして、これは外国の例によりまして、宮殿に接続

してそういうものがあるところもあると思ひますが、しかしながら、この宮殿の造営の場合に、いろいろ検討された際に、それも一応話題になりましたけれども、あの中の内積の關係上、それをまたつくるという余地はちよつと無理であるといふことで、結局それはあきらめた。そこで、このほかの迎賓館をそういう國賓に提供するの、現在白金の迎賓館、これは民間のものでありまして、それを必要つど借り上げて提供しておる。これは元首級の人が見える場合は、宮廷費でその経費を出します。國賓の中でも總理級のやうな方、その他なお、國賓でなく、政府の賓客といふやうな方もあるやうであります。そういうやうな方もあるやうな方の宿を提供する場合には、予算としては外務省のほうの予算でやつておられるやうであります。今度赤坂御用地の一部に迎賓館をつくらうといふのは、そのいまの白金の迎賓館にかわるやうなもの、これは皇室専用のものではありませぬので、国の迎賓館として皇室でもお使いになります。政府の方に来られるお客さんについても使われるという性質のものであります。宮殿とはちよつと用途が違ひますので、別になるわけでございます。

○緒方委員 あまり關連質問が長くなつては申しわけありませんから、この程度にしておきたいと思ひますが、最初に申しましたやうに、いまの天皇は人間と神さまのチャンポンがおられるやうな關係なんです、八十億もの宮殿をつくつたりなどするので、再び何かかすみの奥に包み込んでしまおうといふやうな錯覚をわれわれは受けざるを得ない。もちろん、封建社会における君主の宮殿といふものは、それは西歐諸国においても豪華なものもありました。いまは各国の歴史的な存在として残つたものが残つておるものをわれわれもたくさん見ておる。しかし、いまの時代になつて、そういう八十億も百億もかけるやうな大宮殿を建築するといふことが、はたして國民の利益といふものを考えた場合に、ふさわしい存在であるかどうか。私は何もあきら家に住んでおれとは申しません。いまの皇居そのものも、私は、今日の東京の状態からするならば、もう少し縮小してよろうたらどうだろうかといふやうな氣持しか持つておらない。そういうふうにおそばについておられるあなた方が何か権威づけようとする一つの動きの中から、そういう問題が出てくる可能性があるのでないか、そのことが人間社会から浮き上がった神さまのたなに押し上げられる結果にまたなりはしないかといふことが、非常に懸念されるわけでありまして。人間天皇としておそばにあなた方が仕えるならば、あまり雲の上に押し上げないやうな、そういう状態でこういう問題は処理してもらいたい。おそばについておれば、國からたくさん予算をとつてりつぱなものをつくらうと差し上げるのが忠義心のように存じられるかしれません。今日はそういう忠義といふやうな、天皇の存在といふものを主張されるなら、その存在が意義のあるやうな形にしていくのがあなたの方のお役目じゃなからうかと思ひます。こういう大宮殿をつくつたり、迎賓館といふやうなことで、何か個人の權威を誇示するやうな形は、あまりとるべき方法じゃなからう、こう考えます。

一言苦言を申し上げて打ち切ります。

○田口(誠)委員 関連質問が私の補足質問だと思っておりましたら、そうでなかったで、結論をつけておきたいと思ひます。

ただいままでの私に対する回答は、きわめて正直なところではないに回答するんだというおことばの上での回答であつたのですが、私は常識的に考えまして、いままで答弁いただいた答弁内容が、全くきわめて正直なところではないような気がするのです、その点をも一つ確かめまして終わりたいと思ひます。

それと申しますのは、週刊雑誌に書いてありますことはこのとおりでないといひますが、大体想像できるの

でございまして、当初には村山夫妻は両陛下の五メートルくらいしろのほりから歩いておつた。そのうちに夫人が十メートルくらい主人からおくられたというので、主人のそばまで行こうとしたところが、役人が来て突き飛ばして、そうしてこゝろで肋骨が折れた、こゝろのことなんです。先ほど手で制止をして、六十歳という年齢であつたために、肋骨にひびが入つたという答弁でございまして、その範囲内ではなかなか肋骨にひびが入るといふことはなかりと思ひます。おそらく制止をして手がさわつたときに、夫人がこゝろばれて、そしてこゝろいふことによつて肋骨にひびが入つたと思うのですが、こゝろいふ状況はあつたのですか。

○瓜生政府委員 夫人がこゝろばれた事実はないと思ひます。たゞさんの人が見ておられますから、その点は何違ひありません。

○田口(誠)委員 そうしますと、とにかく村山社長のそばへ行こうとして進んでいかれたときに、手で制止をした。これだけでは肋骨にひびが入るといふことは絶対にないわけですか。おそらくそのときに、意識したかもしなかつたか、手の触れたのが、こゝろばなかつたか、手は触れたひびの入る程度の強い打撃を向こうへ与えたのではないのか、私はこゝろいふように思ひます。これは常識から考えてもそう思ひますが、あなたのほうで調査されたのは、あくまでもやわらかく制止をした、相手方が六十歳という年齢であつたためにこゝろした遭難をされたんだといふように、これはきわめて確認されておるのですか。

○瓜生政府委員 制止の際に、いわゆるやわらかくのつもりであつたかも知れませんが、実際はやわらかくでなく胸のところにさわり、そこに夫人のほりもすつと勢い込んで来られて、相当力が入つてこゝろいふような結果になつたのだと思ひます。最初われわれもちよつと聞きまして、こゝろいふ先生と同じように、さわつてこゝろいふようなことになるだろうかと思ひました。先生と同じように、さわつてこゝろいふようなことになるとは、なほ先ほど申しましたように病院の専門家に聞いてみますと、六十歳を過ぎた方について、ちよつとさわつたような場合でも、やはりこゝろいふことはあり得るというのを聞きまして、それで胸の骨を痛められたとするならば、こゝろのほうのやり方が悪いためにこゝろいふことになつたことは、ほんとうにお気の毒であつたといふふうに痛感して、おわびもいたしたような次第でござい

ます。

○田口(誠)委員 そうすると、突き飛ばされたか、こゝろんだか、その点は別といひましたし、こゝろばれたといふことはなかり、こゝろいふのですか。

○瓜生政府委員 さようでござい

ます。○田口(誠)委員 そこで、すぐ翌日本人が見舞に行かれたようですが、きわめて高姿勢で、非常に気の毒なことをして申しわけなかつたといふような態度がなかつたようです。こゝろいふ点についても調べをいただいたのかどうかといふこと、これも聞かしてもらいたいし、それから事件は三月の二十日であつて、二十三日に本人が見舞に行つて、きわめて高姿勢な形式的な見舞いをして、四月の二十五日には宇佐美宮内庁長官が見舞いに行かれて、遺憾の意を表明されておると書いてあるのですが、本人がきわめて高姿勢な横着な見舞いぶりをして、こゝろいふことは、戦前からの一つの悪い、宮内庁における職員たちの、一枚われわれは上なんだといふ、国民をばかにしたような風習が、現在も残つておるのではないかとこゝろいふことがおるわけですが、その点についてひとつお答えを願ひたい。

○瓜生政府委員 本人がお見舞いに行つた際に、その態度について横柄であつたんじゃないかといふこともいわれおりましたが、これは本人が少し弁解し過ぎた点で、こゝろいふにこゝろいふたようなことだと思ひます。こゝろいふ点もあつて、実はその後——同じ日でしたか、その翌日でしたか、その上の係になる課長補佐が夫人にお会いいたしまして、さらに丁寧におわびをして、その際には、それじゃ一応その

事情もわかつたといふので、気持ちをやわらげられて解決したように一応聞いておつたのであります。ところが、大阪にお歸りになつてから——東京におられるときはそれほど痛みがなかつたのですけれども、大阪に歸られてから、その痛みが幾分か強く出てこられて、こゝろいふことの御連絡もまたありまして、そこで、先ほど申しましたように、長官がとりあえず見舞いの手紙も出されたといふようなことなんでありまして。最初のときにそのおわびの態度が不十分であつたといふことは、どうもわれわれも、あつたんじゃないかと思ひます。しかし、その後、さらに東京においていろいろとおわびをして、一応そのときに気が済まされたといふ聞いておつたわけですが、いま言つたように、あとからまた痛まされたために、あとからのことが出てきたといふことであつた。

○田口(誠)委員 これはあなたも御存じだと思ひますが、戦前は、宮内庁の護衛の衝に当たる職員の人たちは非常に力持ちで、柔道もやれば剣道もやれるといふ腕ききであつたといふことと、それから最近のことは聞いておりませんが、戦前、戦争直後當時は、宮内庁詰めの報道員の人たちに対しては非常に乱暴な態度をとつて、手を触れるとか、こゝろいふ非常に人権を無視したような行為をやつておつたわけですか。戦後は、おそらく職員の人たちも考え方は変わつてはきておると思ひますし、指導方針も変わつてきておると思ひますけれども、しかし、今度の事件を通じて考えてみますと、戦

前の慣習がまだに抜けておるのではないかと、こゝろいふ点が大きく憂へられるわけなんです。この憂ひのある限りは、私は、ただいま申しましたような事故が絶対に起きないといふことは受け合ふことはできないと思ひます。したがつて、特に日本の新聞が出さなかつた云々という点については、これは私の想像ですけれども、現在においても戦前と同じように、宮内庁詰めの報道員の人たちが、護衛をする人たち、宮内庁の職員に対してあまり意に沿わないような行動をする場合には、取材することすら非常に困難ではないかといふようなことも頭に描きつつ、きわめて低姿勢で、記載するものも記載しないといふようなことが、今日においてもあるのではないかと、こゝろいふように考えておるわけなんです。戦前と戦後のそのういふ実態は大きく改革されたかどうかといふことと、そしてただいま私が申しましたように、戦前はこゝろいふことがあり得たといふことと、それは御存じですか。

○瓜生政府委員 一応報道取材の関係に限つて申しますと、戦前ですと、やはりあそこには宮内省のクラブがございまして、これは聞くところによりまして、普通発表の記事以外はお書きにならなかつたといふようなことで、取材の方々もごく少数で、各部屋の方に入つていつて取材されるというようなこともあまりなかつたようであります。しかし、戦後は、普通の官庁と同じように、クラブの方とわれわれとの定例会見もいたしておりますし、それから取材に必要な場合には他の部屋にも行つて取材をしておられるわけでありまして、普通の官庁とこゝろは変わらないと

思います。しかし、いま先生がおっしゃる通りに、職員の中にずっと昔から引き継ぎいる人もありまして、その職員の全部がそういう点を円滑にやっているかどうかという点については、ときによると疑問に思う場合も出て、クラブの方からこういうことがあったというふうなことで注意を受けた場合には、その人に対し、またその係に対しては注意を与えたりして、これを改善しようとして努力をいたしておるつもりで、宮内庁だけが何か特別にというふうな考えは持っていないわけでありまして、ただ、問題点として、先ほど申しましたように、ときには、どこの役所でもあるように、良識の線に沿って要望するということはあります。その際も特に慎重にいたしておるつもりであります。

○田口(誠)委員 特に私はこの問題で心配をしますことは、戦後新憲法下において天皇の権利、地位というものが大きく変わりました。国民の最も尊敬し、親しむ象徴としての存在になっておられるわけですが、したがって、天皇、皇后にいたしまして、あるいは皇太子、皇太子妃にいたしまして、国民になるべく親しみをもち、將來、戦前の皇居に対する悪い考え方を早くぬぎ捨ててもらって、明るい、平和な、民主的な国家としての象徴天皇であり、皇室であるという考え方を国民に持つてもらいたいという考え方で終始御苦心され、行動をされておるわけですが、こういう天皇、皇后、皇太子、皇太子妃、宮さんが、それぞれそれうした考え方の上に立つて終始行動されておられるにもかかわらず、そこにまつておる職員がこういうような暴力さ

たを起したということになりますと、皇室というものは、何かまた戦前に戻るような権力的なものが出てくるのではないかと、こういう印象をせっかく親しみ出した国民に与える。こういうことは私は大きな問題であらうと思ひます。これは一暴力事件であり、遭難事件ではございませんけれども、このことは、やはりその衝に当たられ、指導される幹部の方にも大きく反省をしてもらって、そうして今後かくのごときことのないように教育をしてもらわなければならぬのではないかと、かように考えているのでございます。こういう点から、私は、おそらくあなたも今後の職員の取り扱いについては御苦心なさっておられると思いますが、再びこのような事件の起こらないようにするために、もう少し積極的な教育をやはりしていただかなくてはならないのではないかと、こう考えますので、そういう点に対するあなたの最終的な抱負をお聞きをいたしたいと思ひます。

そうしてなお、ここに載っておりますこの記事通りではなかったという点は、いま明確に答えられませんでしたけれども、何と云つても、自分の主人のところに近寄りうとされた一婦人が来られた場合に、それを制止するには、これは傷つけたら肋骨にひびを入らせるようなことをしなくとも、完全にやれるわけですが、私は、先ほど申し上げたように、群衆の中に入つておいて、一番前列におつて、押して来るのを制止する、そういう場合に、かきねがあつたり、壁があつたりして、群衆から押されたような場合には、肋骨が折れるとかひびが入るといふようなこともあり得るけれども、その他は、なぐつた

り、また突き飛ばしたりしなければ、そういうことはあり得ない、こう考えているから、その制止のしかたは、手でやりわり来ていただいてはいけませんといつて制止をしたのではなくて、これはもういわゆる暴力というものが手伝わっているのではないかと、この疑問は、あなたが何と答へになつても、私は去らないわけでございますから、そういう点も考えていただいて、今後の指導方針というふうなもの、そうして新憲法下におけるところの宮内庁が、どのように精神面並びに行動面において民主化されているかというところを、一つ実例をあげてお答えいただきたいと思ひます。

○瓜生政府委員 お尋ねのその事件につきましては、何度も申し上げるうちに、これはまことに行き過ぎた間違つた行為でありまして、こういうことが再び起きてはいけぬというふうな深く考えておりました。宮内庁の部内の集まりの際においても、そういうような趣旨のもとで、一般の国民の方に接する場合には、近代的な礼儀作法の精神を体して、一そう親切にあたたかく接していく必要がある点を強調もしているわけですが、さらに一そう徹底するように努力をいたしていきたいと思つておるわけでありまして。

こともしたしております。それからいろいろの場所にお出かけになる機会も、以前に比較いたしますと、以前からこういうところにはおいでにならないかつたなと思ふような場合でも、両陛下はつとめてお出かけになつて、一般の方に深く接せられるように、われわれ周囲の者としては、そういうようになされるように取り計らうようにいろいろ考えておるつもりでございます。なお、宮内庁のいろいろな行事の際に参列をされる人の範囲などにつきましても、以前と違つて、以前は位階勲等などというものがあつて、そういうものが中心で行なわれたりしておりましたが、そうでなくて、もつといろいろな功労者の関係について考慮するとか、特に園遊会なんかの際においては、一般功労者の方を以前から見るとぐつとふやします。かえつてそういう方々を中心であるように考えて、ふやしてお招きをなさるようになり計らうようにつとめておる。なお、陛下も、その園遊会の際なども、そういう方々の中にお入りになつて、できるだけお話をなさるようになり計らうようにもつとめておる。いろいろやつておるつもりでございますが、しかし、何ぶん人間のやることで、どうもこういう点はまだいかにぬじやないかという点は確かにあると思ひます。なおわれわれとしては深く反省をして、ほんとうに新しい日本の国の象徴として、天皇が国民の敬愛の中心になられ、また、他の皇族さまも時に国民に親しまれて、そのことが一般国民のためになつていけるように取り計らうように努力いたしたい、こう考えます。

○田口(誠)委員 職員に対する教育をどうされておるかということをはいつつ……

○瓜生政府委員 職員の教育のために特別にやっていることは、それほど自慢して言うほどのこともございせんけれども、しかし、職員が新たに入つてこられた場合には、研修会を開きまして、一般の心得の基礎については、常にこういうふうな気持ちでいかないといけないということを特に申ししております。これは若い方で、若い方はそれをのみ込んでやつていただいております。古い人につきましては、結局機会あるごとに、気のついた場合に遠慮せずには注意を与えるようにつとめてきておるということでありまして、特にこういうようなことをやっているというふうなことはございせんけれども、常にそういう面の努力をしているというところでございまして。以前から見れば改まつてきているように思ひますけれども、私も先ほどちょっと申しましたように、まだ十分ではないということも、ときとき感ずるときがあります。そういうときには、さらにそういうおりに触れて言つておりました、ときにはさらわれるぐらいのことがあつても、これは私たちの任務としてやつておるわけでありまして。

○田口(誠)委員 あなたとしては、戦後職員に対する教育に対しては、外部から批判される面はあつても、自分としては十分に教育をしておるつもりであるというお答えなんですが、そういう中から今度の事件が生じたわけですが、したがって、これは宮内庁だけではなく、その他の事業場の場合——あそこで工事をやつておるが、工事現場

の場合でもそうですが、やはりけがのないように、人に暴力をしないように、いろいろなそういう教育をして、安全週間には安全の青い十文字の旗を立ててやっておりますけれども、やはりその中でもけが人ができたり、いろいろな不祥事件も起きるわけです。そういう場合には、現在ではほんとうにその事業場が真剣にその問題と取り組んで、今日までこのように教育をし、従業員にも協力をしてもらったにもかかわらず、こういう不祥事件がどうして起きたか、それが、どうしてこれだけ注意しておったのにこんな大きな事故が起きたのかというところは、委員会等を経て真剣にその原因を究明し、再び三たびそういうことの繰り返さないように、真剣に取り組んでおるといのが、今の各事業場のそれぞれの実態であるわけなんです。こういう点から比べてみて、先ほど御質問をいたしましたときに、この暴力をふるった職員の処遇についても、配置がえをしたという点、配置がえをするまでの経緯、おとりになった経過を聞きましても、私どもが考えましては、まだまだ足りない面があるのではないかと。戦前、先ほど申しましたような、ことばは悪いか知りませんが、乱暴な行為も堂々とやれた時期にいた人が、切りかえられた今日まだおるとするならば、やはりそうした頭があり、またそうした行為というものが頭の中に存在をしておいて、知らず知らずのうちに行動にあらわれてくるのであるから、私は、特に宮内庁の問題だけには、こういうような事件のあったときには、それ相当の究明をして、再びこうした不祥事件の起こらないような態

勢をつくってもらわなくてはならないと思うので、それには目新しい教育の方針、指導の方針をこうやるんだというところを、今日ほんとうは述べてもらいたかった。ところが、いま聞きまして、そこが、そう格別な指導も教育もないようです。これは公務員の場合でも、それから一般事業場で従業員を新採用したときでも、やはりその人たちの集めて、一応の勉強と常識的な概括的なものは植えつけるわけなんです。この程度だけでは私はだめだと思う。そういうことであるから、もう少しこの問題をまじめに取り上げてもらって、再びこうした事件の起こらないような処置をとっていただきたいということを強く要望しておきたいと思っております。その点につきましては、特に翌日本人が見舞いに行つたときの態度なんかを雑誌の記事で見ますと、全くこれは横着な態度であるから、そういう態度である限り、私は、単に一人の人を配置がえするだけで、宮内庁でたまたまのような事故がもはや繰り返されないという保障はできないと思う。そういう点について、今後の指導を十分にしていただきたいということを強く要望して、私の質問は終わりたいと思っております。これについて、なお先ほど御回答のありました以外に、いま即座にお考えとなつて、これからこうしなければならぬというような点がもし頭に浮かんでおられれば、御回答をいただきたいと思ひます。

○瓜生政府委員 結局、人間のやることとありますので、ときには間違ひもあるということも、これはやむを得ないのですが、しかしながら、その根本的な教養の点で十分なために、そ

いう間違ひを起こすというようなことがあつてはいけなわけでありまして、今後、そういう面を一体どうするか、講習会を開いて云々というだけでは、これは結局おさなりでありまして、実際問題は、常に事に臨む際に、その上に立つ者が、その係の者に対して親切に指導を一そう徹底させていくということだろうと思ひます。黙つておると、ときによるとうっかりして間違ひを起こすことがありますので、常にこの上に立つ者としては、事あるごとに注意を与えて、結局いろいろな態度というものも、事に触れて十分一そうよりいい態度に改めていく。ただ理屈だけでわかつていてもいけない。事に当たつてすぐに改めていくように一そう努力したいと思ひます。

○田口(誠)委員 きよりの質問はこれで終わります。総務長官に対する質問はまた後日にやらしていただきます。

○永山委員長 次会は公報をもつてお知らせいたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後一時二分散会

内閣委員会議録第十二号中正誤

ベシ段 行 誤 正
三五 元 かわらない わからない
四一 二四 ただいま ただいま
九五 五 ですが。 ですか。

内閣委員会議録第十三号中正誤

ベシ段 行 誤 正
二五 員 田中(誠)委 田口(誠)委
三四 員 六たの問題は この問題は
五三 認みて 認めて
八一 三二十七億 三十七億
九四 六そので それで
二五 三年今 年令
二一 八かけおり かけており
三一 三〇「人件費の部面に分かれ
三三 元(ておりまして)を削る。
三四 元今ままで 今まで
三四 三すかりませ わかりませ
三四 三するとか すると

内閣委員会議録第十四号中正誤

ベシ段 行 誤 正
二五 二道路のの 道路の